

文部省「学生生活調査」からみた日本育英会奨学金の検討課題

－「貸与」の是非をめぐって－

藤 森 宏 明

An issues concerning the Japan Scholarship Foundation (Nihon Ikuei-Kai)-
from the point of the propriety of "loan" scholarship : the report of the students life in
the Ministry of Education

Hiroaki FUJIMORI

Today, the scholarship policy in Japan has been heading for the direction that they increase the finances and the number of the students on a scholarship. However, the Japan Scholarship Foundation (Nihon Ikuei-Kai), the most popular scholarship in Japan, has been more like "students loan", which may cause the problem that those students who are most in need, will not apply for that scholarship, because "loan" scholarship can even become the burden for the students, especially, for those in the lower class. Therefore, that policy seems to be opposed to the idea of the equality of opportunity of education.

These points are observed by the low data of the reports of the students life in the Ministry of Education.

目 次

- I. 課題設定
- II. 分析視点
- III. 貸与制奨学金の問題点の実態
- IV. 考察
- V. 今後の課題

I. 課題設定

本稿は、文部省「学生生活調査」の平成八年度版の個票を用い、日本育英会に代表される「貸与」奨学金が持つ問題点を明らかにすることを目的とする。

近年、「教育費が重い」という言葉がきかれて久しい。例えば、最新の文部省「学生生活調査」(平成10年度版)では、学生生活費の合計が、調査の始まった昭和43年度以来初めて減少に転じたとの報告がなされた。これは保護者の家計の苦しさを反映し、食費や娯楽費などを切りつめ、教育費が限界に達しているということを示している¹。また、近年の教育費の窮状に着目し、家計の経済力が子どもの進学先に影響を及ぼしているという先行研究もいくつか報告されている²。高等教育は初等・中等教育と異なり、教育を受けることによって得る本人の利

益の比重が比較的大きいため、受益者負担の原理により負担費用の相当部分を本人やその親が担ってしまっているのは我が国の大いな特徴であるが、教育基本法第三条に示されているような教育機会の均等という視点からしても、家庭の経済力によって子どもの教育機会に著しい格差が生じるのは問題であろう。

これまで我が国では、主たる学費援助政策は、国立大学による低廉な授業料政策や日本育英会に代表される奨学金政策によって行われてきたといつてよい。しかし前者に関しては、受益者負担の原理や国公立・私立間の格差是正のほうが重視されたため、数年に一度のペースで国公立大学の授業料の値上げが行われ、低廉な授業料による教育機会の開放という意味合いは薄れる方向に向かっている。よって後者の奨学金政策こそが今日最も重要視されている政策と考えられる。実際、1984年には日本育英会法全改正によって有利子奨学金による拡充が行われ、最近では2000年度から「きぼう21プラン³」が導入されている。とりわけ、「きぼう…」では、わが国の奨学金は一応「申請すればほとんど採用される奨学金」という体裁を取れるようになった。しかしながら、こういった「貸与」奨学金の拡充は果たしてどのような階層にどれほど恩恵を授けるものとなるのであろうか。本稿の最大の問題関心はここにある。というのも、我が国の奨学

金拡充政策はいずれも「貸与」奨学金であり、しかも有利子である。よって、資本市場の不完全性⁴を考慮すると、貸与奨学金は返還に対する負担感を助長するため、かえって本当に学費援助を必要とする学生が出願せず、別の手段で学費を工面したり、進学決定要因において「学納金が高いかどうか」という要因の影響力を下げる効果をもたらさない可能性も存在するのである。なおこのような指摘は今日に始まることではない。例えば、三輪は、1984年の日本育英会法全改正による有利子奨学金の導入に対して「…奨学金の名にふさわしい貸与月額に近づくにつれ、卒業後の返還月額も若年労働者にとって過大な金額となるため、低所得者ほどその借入を自己抑制、敬遠し、また借り受けたとしてもその心理的負担は大きく、卒業後の多額な返還金は、経済的理由からやむを得ず借入した低所得者の生活を長期にわたって圧迫し続けることになる。⁵」という指摘をしている。また、近年は不況であることから、返還が困難になっている奨学生が増大しているという新聞報道もなされているのが現状である⁶。

以上の問題関心をもとに、本稿では、「貸与」奨学金が抱えている根本的な課題の一側面を明らかにしたい。具体的な分析視点は次章で述べるが、そもそも文部省の学生生活調査の個票を用いて今回のような分析を行った例は過去ではなく、そういった意味で本稿の分析は貴重であるといえよう。

II. 分析視点

A. 文部省「学生生活調査」の概要

文部省（現文部科学省）では、学生に対する奨学援助事業の改善充実を図るために基礎資料を得ることを目的として、隔年に「学生生活調査」を実施している。その調査対象は大学・短期大学・大学院の学生であり、各種の条件下における学生の標準的な学生生活費とこれを支える家庭の経済状況・学生のアルバイト従事状況など学生の経済状況を把握するために、母集団約300万人の中からの約7万人（平成10年度の場合）を抽出して行われている。

この調査の中身の詳細な部分は、文部省発行の雑誌「大学と学生」の特集号に収められているので割愛するが、本稿の問題関心における部分だけに着目すると、平成10年度版の報告によれば、学校種別・設置者別・所得階層別の奨学金受給希望・受給状況はそれぞれ図1.1～図1.3のようになっている。

これらの図において特徴的なことは、どのカテゴリーにおいても奨学金を「希望するが申請しなかった」と回

答したもののが約2割存在するという事実や、低所得ゆえ明らかに学生生活費が窮状であるにもかかわらず「必要ない」が非常に多いことである。その理由はさまざまであろう。直感的に予想されうることとして、

- ① 奨学金の手続きが煩雑であるため。
- ② 奨学金採用者の約7割が予約採用ではなく在学採用であるために⁷、奨学金を計算に入れずに進学していて、もしも奨学金を受給できることができが最初からわかっていたら奨学金を申請し、別の大学に進学している可能性があった。
- ③ 所詮貸与奨学金は借金であるため返還の負担感を考慮して、親が無理をして給付をしたりアルバイトをしたりする方がましと考えているため。
- ④ 自身が採用基準に該当しない（収入基準・学力基準が満たされていない）ため最初から放棄しているため。

等といったことが考えられる。

B. 本稿の分析枠組

本節では、前節での仮説①～④で、学生生活調査の個票を分析することにより検証できそうなものを取り上げ、その具体的方法を述べることとする。①と②は、残念ながら新たにアンケート等をとらなければ、その確認は不可能である。というのも、①②いずれも顕在するデータから予想される主観的な理由であり、学生生活調査の個票から客観的には判断できないからである。③に関しては、個票を用いることによって、奨学金を受給しているものとしていないものにおける「家庭からの給付状況」や「アルバイトの状況」等及びそれらの金額等からある程度は推測できるものであると考える。④については、たとえば収入基準であれば高所得層を分析することである程度の憶測はつけることはできよう。しかし、高所得層ゆえに放棄するということを明らかにしたところで、本稿の問題意識の根本にある「教育の機会均等」における奨学金の一側面を示したとは言いづらい。そこで、本稿では③を中心に分析を行い、④はその補足程度に分析するものとする。③についてのさらに詳細な分析仮説は以下の(1)～(4)のとおりである。

- (1) 男女間の格差が考えられる。すなわち、女子の場合は人生設計上家庭に入る可能性もあるため返還の負担感が男子よりも大きい。そのため申請しないのではないか。
- (2) 確かに学生生活費が家計を圧迫してはいるものの、親が無理をすれば何とかなる程度の負担であるために奨学金を申請しない。例えば教育費の負担額の比較的少ない自宅生の場

合は、親の無理が比較的きくため申請しない学生の割合が増える。

- (3) 親の文化資本（職業）が奨学金受給希望・受給状況に影響を及ぼす。例えば、教育熱心な親ならば、少しでも学業に専念してほしいために、多めに仕送りを出したり、積極的に申請させるのではないか（よってこの場合はそのカテゴリーに属する学生の不採用の割合が大きくなることが予想される）。
- (4) 平成8年度のデータの時代は、教員が返還免除職であったため、学科別で奨学金受給希望・受給状況を見た場合、教員養成系の学部に属する学生は積極的に受給を希望し、高所得層なら他の学科に比して申請しない割合が多いのではないか。

なお、分析の方法は、直感的にわかりやすいという点を重視して、クロス集計を中心に用いた。また、奨学金の種類については、日本育英会のみとし、図表数も今後の研究のためにできるだけ掲載することとした（数が非常に多いため文末に掲載した。）。

III. 貸与制奨学金の問題点の実態

A. 奨学金受給希望・受給状況における男女間格差は存在するか

まず、性別と奨学金受給希望・受給状況のクロスを設置者（国立・公立・私立）別に取った（表A.1）。蛇足だが図1と比較して微妙に数値が異なるのは、このクロスは日本育英会のみの場合であるからである。

表A.1より、有意差が見られたのは、国立・公立であり、私立に関しては有意差が見られなかった。しかしながら、いずれの場合も仮説に反して、女子のほうが受給者が多いことがわかった。よって、女子特有の人生設計上の要因は関係ないことがわかる。

不申請の割合については、公立・私立共に男子の方が多く、国立はほぼ同じであった。女子の方が平均の年収が低いために申請するものの割合が高いのであろうか。しかしながらこれについても、有意差が見られたのは、国立・私立であり、しかもいずれの場合も女子のほうが年収が高いため、年収が低いため受給率が高いのではないことがわかる。

他の要因としては「男子の方が自宅生の割合が大きいので、受給率が低い」ということも可能性がある。しかしこれについては、女子のほうが自宅生が多く、しかも設置者に依存しない。ちなみに、男子は54%が自宅外であるのに対し、女子は44%にすぎなかった（図表省略）。よって、この理由も成立しないことがわかった。

次に男女差というよりも、設置者間の要因が大きい可

能性がある。つまり、一般に国公立よりも私立のほうがその採用枠等の関係で受給率が低いことを考えると、国公立のほうが女子の割合が大きい可能性があり、男女という枠組みは、その代理変数として機能している可能性である。しかしながらこれについては、国立・私立は男子のほうが人数が多く、公立でかろうじて女子のほうが多いということが調査書でも示されている（具体的には国立が男子：女子=63：37、公立で48：52、私立で58：42である）。基本的に男子のほうが構成比率が高いことや、公立でもほとんど1：1ということを考えると、「設置者」の枠の代理変数として「男女」という枠が働いているとは考えづらい。

最後に、男女間では家庭からの給付に対する負担感が異なり、それが奨学金の受給希望・受給状況の格差をもたらしている可能性があるかどうかを分析した。すなわち、文部省の調査では家庭からの給付と修学についての意識調査を行っており、「家庭からの給付で修学可能（修学可能）」「家庭からの給付のみでは修学不自由（修学不自由）」「家庭からの給付のみでは修学困難（修学困難）」「家庭からの給付なし（給付なし）」という項目を設けている。女子のほうが奨学金を多く受給していることを考えると、「修学可能」は男子のほうがその割合が大きいと考えられる。しかし、クロス集計の結果、設置者に関係なく女子のほうが「修学可能」と答えたもののが多かった。これは、男女というよりもそれぞれの年収のほうが影響している可能性がある（表A.3）。

以上のことから、男女間に関しては、前節の仮説は棄却され、むしろ文化資本的な要素（奨学金に対する考え方の相違）が彼らの受給希望・受給状況に影響している可能性が考えられる。これ以上の分析は貸与奨学金の問題点を探るという本稿の趣旨からそれるので、割愛する。

B. 奨学金希望・受給と居住別（自宅・自宅外）の関係

次に、居住別（自宅・自宅外）における奨学金受給希望・受給状況のクロスをとった（表B.1）。明らかに自宅外生の方が奨学金受給者の割合が大きく、不必要としているものの割合も少ない。ただ、「希望不申請」（以下「不申請」と略記）の割合はほとんど変わらず、自宅外生の方がわずかに大きい。これは、自宅外生の方が必然的に学生生活費がかかるため、高所得層の割合が多くなることが予想されるがそれがこのような結果をもたらすのであろう。そこで、今度は、申請すれば採用される確率の比較的高い低所得層（第Ⅰ分位・第Ⅱ分位⁹）のみで同様のクロスをとった（表B.2）。

低所得層の場合、親の負担費用の限界額が低いが、自宅外生の場合は生活費が多くかかるため、表B.1の場合

と比べ、自宅外生の受給率が非常に高くなり不需要とする学生の割合が少なくなる。また、「不申請」については、自宅生の方の割合が多く、表B.1の結果とは逆転している。これは、奨学金返還時の負担感を考慮して、多少の無理なら申請しない方がよいと考えているのであろうか。そこで、低所得層（第Ⅰ分位・第Ⅱ分位）について、「給付と修学」と居住別のクロスをとった（表B.3）。

表B.3より、自宅生よりも自宅外生の方が家庭からの給付における修学状況が相対的によいことが観測される。このことが「不申請」が自宅生の方が多い理由となっているのであろう。クロスで明らかにするにはこのあたりが限界である。

C. 家庭からの給付の状況と奨学金受給希望・受給状況の関係

家庭からの給付状況が日本育英会奨学金の受給状況とどのような関係にあるかについては「給付と修学」と「日本育英会受給希望・受給状況」のクロスをとることが有効と考えられる。本節ではこれらの因果関係を考慮に入れつつ分析することによって、これらの間における問題点を析出する。両者の関係は、以下の二つのパターンが考えられる。第一には、家庭からの給付状況がまず前提にあり、そのことをもとにして、奨学金を希望したり、しなかったりするということである。第二には、とりあえず奨学金を受給するかどうかが先にあり、その結果、家庭からの給付はどうなったかということである。前者ならば、家庭からの給付状況を基軸としてクロスをとり、後者なら日本育英会奨学金の受給希望・受給状況を基軸としてクロスをとることになる。理屈としてはいずれの場合も成り立つので、両方のクロスをそれぞれ表C.1.1と表C.1.2に示した。また、全体における%も重要なのでそれを表C.1.3に示した。なお、階層間で親の負担能力が異なる事を考慮し、低所得層（第Ⅰ分位・第Ⅱ分位）と高所得層（第Ⅳ分位・第Ⅴ分位）間に分けて分析を行った。

まず、家庭からの給付状況を基軸とした方で分析をする（表C.1.1）。この場合、家庭の給付状況が奨学金の受給状況にどのような影響を及ぼしているかを分析することになる。低所得層は明らかに親からの負担は大変なわけだから¹⁰、「修学可能」×「不採用」「不申請」「不需要」（受給以外）は、親が「やせ我慢」をしていると解釈してよいものと思われる。これらの割合は「修学可能」のうち、約九割を占める。しかも表C.1.3によると、彼らはこの階層の約四割を占める。この数字は非常に大きいと思われ、今日の奨学金が機能していないということを示唆させる数値であるように思われる。

次に、「修学可能以外」×「受給以外」については、家庭からの給付が期待できない分アルバイトなどで補っていることが予想される。彼らの場合もやはり、「奨学金」<「アルバイト」という優先順位で選択をしたと思われ、今日の奨学金において、「受給すべきなのにしない」層であるように思われる。表C.1.3によると、この層の三割弱が該当する。この数字も大きいように思われる。

また、高所得層において、「修学不自由」「修学困難」で「不申請」であるものは、それぞれ約三割存在し、表C.1.3によると階層全体でも約6%である。彼らは所得が高いことがネックになって奨学金を申請していないのであろう事が予想される。彼らと不採用をあわせた約15%の学生は、今回の新制度（きぼう21プラン）ではおそらく恩恵を被る可能性があろう。

次に、日本育英会奨学金受給希望・受給状況を基軸にして分析を行う（表C.1.2）。この場合、それぞれの奨学金の受給希望・受給状況における家庭からの給付状況を比較することになる。まず高所得層の方からみてみると、「受給」であるにもかかわらず、「修学可能」は約三割も存在する。表C.1.3より、この層は全体の受給者の割合が6%で、「受給」×「修学可能」は約2%という実態であり、決して多くないが、おそらく育英基準によって採用された学生と考えられる。しかし、「優秀かつ修学困難」でも「機会の均等」でもないため、日本育英会の理念からは、逸脱した採用の学生であるといえる。

また、低所得層に着目すると、明らかに「不申請」「不需要」はもともと親の負担額に限度があるにもかかわらず、入学段階で奨学金=借金=負担感ということを考慮していると思われる。このカテゴリーにおける「修学可能」は、表C.1.1の時の分析と同様、奨学金を受給していない分を家庭からの給付でカバーするという層である。よって、親が無理をしているという点で奨学金が機能していないということを示す層である。その値は、「不申請」で約五割、不需要は約八割である。この数字を大きいか少ないかは観測者の主觀にゆだねられるが、非常に大きいのではなかろうかと思われる。また、この階層で「不申請」「不需要」×「修学可能以外」については、家庭からの給付が當てにできないということで、アルバイトをすることを前提に進学したものである。實際この選択肢をとった学生はこのカテゴリー内で半数以上をしめる。この数字は、貸与奨学金が勉学の援助に対して機能していないということの一つの表れであろう。

以上のことから、奨学金を受給できない場合、あるいはしない場合でかつ家庭からの給付があまり見込めない場合、アルバイトの影響は大きいものと考えられる。表

C.2にそれを示した。

基本的にアルバイトは奨学生であろうとなかろうと行っているが、奨学金受給によってアルバイトの金額を相当軽減できること、以前藤森が示しているが、表C.2から、「非受給」×「修学可能以外」に関しては、アルバイトをすることによって、学生生活費を工面している。例えば、「不必要」×「修学困難」は一月にして五万円以上のアルバイトをしていることになるが、彼らは奨学金の返還の負担感を感じつつアルバイトをしていることが予想され、今日の奨学金制度の問題点を如実に示しているということがいえよう。

D. 親の職業は奨学金受給希望・受給状況と関係があるか

次に、親の職業（文化資本）と日本育英会奨学金受給希望・受給状況との関係を分析する。この分析の意義は親の子どもの教育、とりわけ奨学金に対する考え方を明らかにできることにある。以下に表を示す。

表D.1.1より、労務者・農林水産業・その他（おそらく定年退職後と思われる）の受給率が高いのは自明だが、同時に官公職員の値が年収の割に「不採用」の値が大きいのは特徴的である。そこで、今度は低所得層（第Ⅰ分位・第Ⅱ分位）のみで同様のクロスをとった。

表D.1.2によると、低所得層で「不採用」が最も多いのは法人経営者であった。表D.1.1では官公職員が比較的大きかったが、ここではそれほどではない。しかしながら実はこれは、設置者の影響が大きい。図表は省略するが、国公立大学の場合、低所得層において、「不採用」の割合が最も大きかったのは、官公職員であり、国立・公立いずれの場合も10%を超え、他の世帯区分よりも圧倒的に大きかった。しかも「不必要」は表D.1.2でも国公立だけでクロスをとった場合も他に比べ非常に大きい。これまでの論理を合わせると、「不必要」が大きいということは、彼らは教育熱心な親が多いということであろうか。だとすると、彼らを親に持つ学生は家庭からの給付額が多く、同時にアルバイトの金額も少ない可能性がある。そのことを確かめたのが、次の表D.2である。

表D.2より、アルバイト額が少なかったのは「官公職員」「法人経営者」であった。また低所得層でもやはり「法人経営者」「官公職員」はアルバイト額が少なく、それに加えて家庭からの給付額が多い。これらの親はある意味教育熱心であるのだろうか。しかしこの要因は、学校所在地や居住別の影響もある可能性がある。そこで次に、家計支持者世帯区分毎の学校所在地（東京・京阪神・その他）・居住別（自宅・自宅外）・設置者別（国公立・私立）のクロスは以下の通りである（表D.3.2、表D.3.3）。

以上の表から次のことが言えよう。まず、官公職員は、地方・国公立・自宅外というカテゴリーで高い値を示した。官公職員の具体的な内訳が、教員や役人であることを考えると、親の文化資本をもとにこういった進学選択が行われることは想像に難くない。また、法人経営者は、東京都・私立・自宅の割合が大きい。これは地域の産業事情で、都市部に法人経営者が多いということと、都市部は私立大学が多いことが影響しているのであろう。農林水産業は、地方・国公立・自宅外というカテゴリーで非常に高い値を示しているがこの職業を行う地域が限定されてしまうため、自宅外生の割合が非常に大きく、また、それでいて年収もそれほど高くないため、地方の国公立大学に進学する傾向が強いのであろう。また、労務者は地方の国公立大学に進学するものが多いが、これは家計の年収とも関係があるのだろう。最後におそらく退職者が中心であろう「その他」は、それでいて「自宅」「国公立」の割合が大きく、比較的学生生活費がかからないように思われるが、年収が低いことから受給者は多いものの、その割に「不申請」も決して少なくはない（表D.1.1）。これは、奨学金返還時に保証人として親が当てにならないこと、及び高い教育費を払えないという環境下にあることが予想される。なお、表D.1.2では受給以外はあまり目立った値がでていないが、これは、「その他」は無職が多いため、どうしても奨学金を受給せざるを得ないことを考慮に入れる必要がある。ただ、問題点として、ここでデータはあくまで在学者に対するデータであり、奨学金の影響力は、進学決定要因段階と、在学時の影響力の両方を評価してはじめてある程度の説得力を持つように思われる。今回は本当は進学前のデータがないため、どうしても説得力に欠け、示唆にとどまってしまう。この辺りが今回の分析の限界である。

とにかくも以上のことから奨学金の受給希望・受給状況と、親の文化資本はある程度の関係があるといえるのではなかろうか。

E. 学科別の奨学金受給希望・受給状況による返還免除の影響の実態

最後に学科別の奨学金受給希望・受給状況を分析しよう。平成八年度当時は教員が返還免除職であったために、教員養成系の学部の学生は積極的に奨学金申請をしたり、高所得層であっても将来教員になれば返還免除になるために「希望するが申請しなかった」の割合が高いことが予想される。分析の結果、ほぼ予想通りの結果が得られた（表E.1、表E.2）。このことから、教員養成系に関しては、「給費奨学金」としての影響力がデータによって

裏付けられたと言えよう。なお、高所得層で教員養成系が「不必要」の割合が低いのは取り立てて教員養成系だけ「修学可能」の割合が高いだけではないことは表E.3で学科区分毎で有意差が得られないことからもうかがえる。

IV. 考察

A. 分析結果から示唆されること

前節までの分析により、概ね以下のことことが示唆される。

- (1) 奨学金の受給希望・受給状況は親の職業に代表されるような文化資本・教育観にも大いに依存している。
- (2) 低所得層では奨学金の希望状況と返還の負担感の間に何らかの関係がある可能性がある。
- (3) 教員養成系が積極的に申請するのは返還免除と関わりがある可能性が大いにある。

これらの分析結果はいずれも今日の制度が貸与であることと密接に関係がある。我が国の奨学金が在学採用中心の少額な貸与制となった背景には、戦後直後の大学進学率の高騰が、在学者救済の方が深刻であったこと、及び資金難・インフレといった点が挙げられるが、貸与制が給費制に移行しなかった理由としては、返還が長期でしかも無利子であったこと、高度成長期に伴うインフレのため、返還がさほど大変ではなかったためであろう。このことは非については、さらに詳細な分析・研究が必要であるが、少なくとも今日のように低成長時代になった場合、これまで以上に返還の負担感を考慮することは重要であり、今日のような制度では実際に必要とする貸与額よりもその金額の上限を下げる事となろう。とりわけ低所得層については、返還時の負担感から、貸与奨学金は敬遠せざるを得なくなり、結局アルバイトや親による多大な負担をもたらし、奨学金が本来の理念通りに機能しなくなる可能性がある。有利子であればなおさらであろう。今回の分析結果はまさにそれを示唆するものであった。よってたとえ奨学金制度が普及したとしても、全く意図せざる結果を生みだしてしまう可能性がある。

もっとも、貸与型の奨学金は全く悪いというわけではない。貸与型の利点は、公財政負担の緩和や、本人の利益（受益者負担）ということを考えると、合理的な政策であり、また、その利益を提供する大学側の経営努力を促す可能性も秘めている。さらには、公費は無尽蔵ではなく結局誰かが負担しなければならないものであり、あまりに間接的な教育費の費用負担構造はむしろ教育機関

の活性化を妨げる可能性もある。以上のことを考えると、事態は単純ではなく、奨学金だけで解決できるものではないということはもはや自明であろう。となると、低所得層への学費援助は、貸与の奨学金という形ではなく、授業料免除や、減税措置といった面の方がむしろ有効なのかもしれない。この辺りについては、本稿の趣旨を超えるので、別稿にゆだねることとする。

B. 分析上の限界

本稿における分析は、もともとのデータが貸与奨学金の問題点を探るためにつくられたものではないために、どうしても説得力の欠けた主張に終始せざるを得ないという問題点があることは否めない。たとえば、奨学金の希望状況についても、「なぜ申請しなかったか」といった意識調査は行われていないし、そもそも予約採用と在学採用が混合しているために進学段階・学校選択段階で貸与奨学金の影響力が絡んでいる可能性もあるがそれは明らかにはできない。また、受給している奨学金も「無利子（第一種）」か「有利子（第二種）」であるかどうかもわからないため、これらの奨学金の負担感は異なると思われるが、それについての分析は全くできない。さらには家計年収がたとえ高所得の階層に位置していたとしても、親が教育費捻出を目的とした共働きを行っている可能性もあるが、そのことについての言及は当然なされていないためわからない。この辺りに今回の分析の限界を感じずにはいられない。こういった点については新たにアンケート調査を行うか、もしくは他の調査資料とあわせて分析することが必要であろう。しかしながら今回の分析結果はこれらの調査をするにあたっての土台づくりとしての意義はあるように思われる。

V. 今後の課題

本稿の最大の問題関心は、奨学金がたとえ拡充されたとしても、貸与であるために本来必要とされる学生が申請せず、制度が空洞化するのではないかという点にあった。

近年の我が国の奨学金政策の注目すべき点は、「育英」と「奨学」の両者を如何様に拡充するかということにある。実際のところ「育英」については、大学院博士課程への日本学術振興会による「学振特別研究員制度」という給費の奨学金の拡充が積極的に行われているよう、日本学術振興会が中心を担っていくという方針を取っているようである。また、「奨学」という点に関しては、冒頭でも述べた新制度「きぼう21プラン」という有利子奨学金の拡充によりすすめられているといえよう。これ

は、平成5年に出された育英会奨学制度に関する調査研究会の報告書「今後の育英奨学制度のあり方」における、大衆化著しい大学院の奨学金の重点的拡充や、有利子制度の拡充等による大学学部段階の奨学金の選択幅の拡大といった主張を反映したものであるといえよう。しかしながら、今回の分析で明らかにされたことをもとにいくつかの問題点を提示させていただく。第一に「奨学」が今日のような「貸与」の政策をとればそれでよいというものではないということである。今回は取り上げなかつたが、例えば大学院の奨学金はたとえ無利子（第一種）であってもその支給金額は学部段階の倍であり、それでいて就職事情が整備されていないことからしても、大学院に進学することによって得られるメリットは少なく、卒業後に多額の借金としての奨学金が残る可能性がある。よって今後も政府の政策通り貸与奨学金の拡充を続けるならば、近い将来、返還が困難になって多額のデフォルト（未回収額）が発生する危険性が生じるであろう。「きぼう…」では貸与額の弾力化によってこのことを補おうとしているが、本稿での分析からもわかるように、貸与の場合は必要とされる額と実際貸与可能な額は必ずしも一致しない。よって、負担感だけが残る単なるローンに終わってしまう可能性は十分ある。この負担感を克服するような学費援助制度が整備されなければ、制度が改善されたとは言えないであろう。第二に、低所得層への学費援助に貸与制の奨学金はなじまないのでないかということである。低所得層の場合、たとえ今日のような奨学金を受給したとしてもそれはせいぜい年間50万円程度であり、第Ⅰ分位の学生ならば、私大の自宅外生になれば所得の約三分の一を親が負担しなければならない。これだけの負担は当然進学決定要因にも関わってくるであろうし、なによりも返還時の保証人である親の収入が少ないため、返還における負担感の重さが奨学金の申請を遠ざけてしまうということは想像に難くない。以上のことからしても今日のような学費援助政策では再び階層間の格差が増大する可能性を多分に秘めているといってよく、もっとミクロな点において学費援助政策の再検討を要するように思われる。

以上は、これから学費援助政策を論じるにあたって非常に重要な課題である。このことは筆者の今後の課題とさせていただきたい。

〈図表〉

図1.1 学校種別（大学昼間部・夜間部）の奨学生受給希望・受給状況

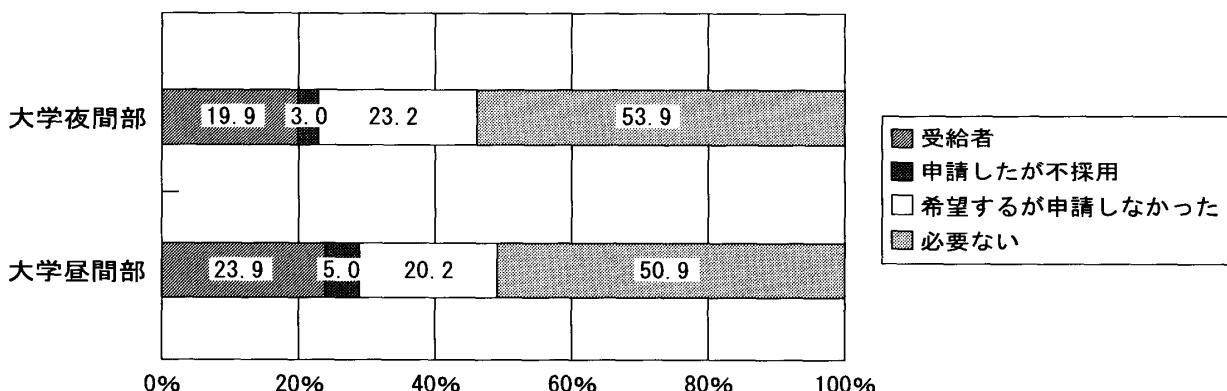


図1.2 大学昼間部における設置者別の奨学生受給希望・受給状況

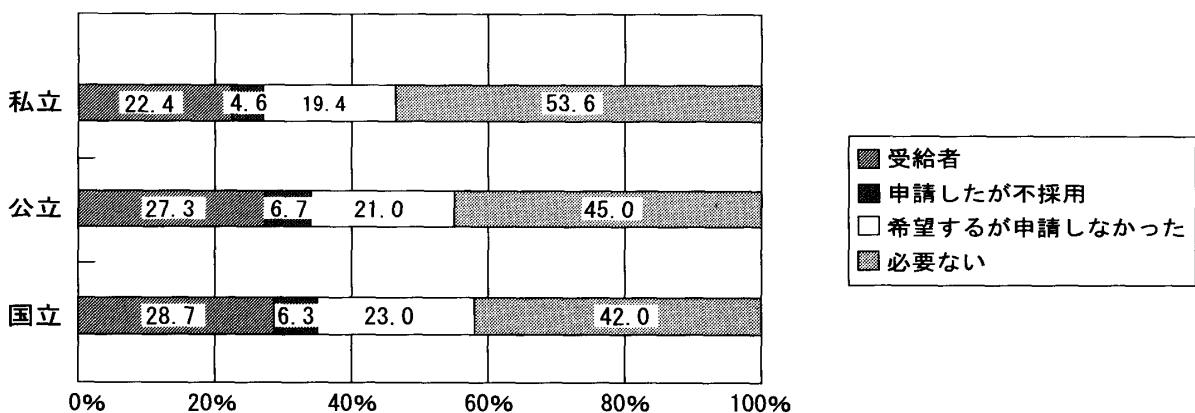
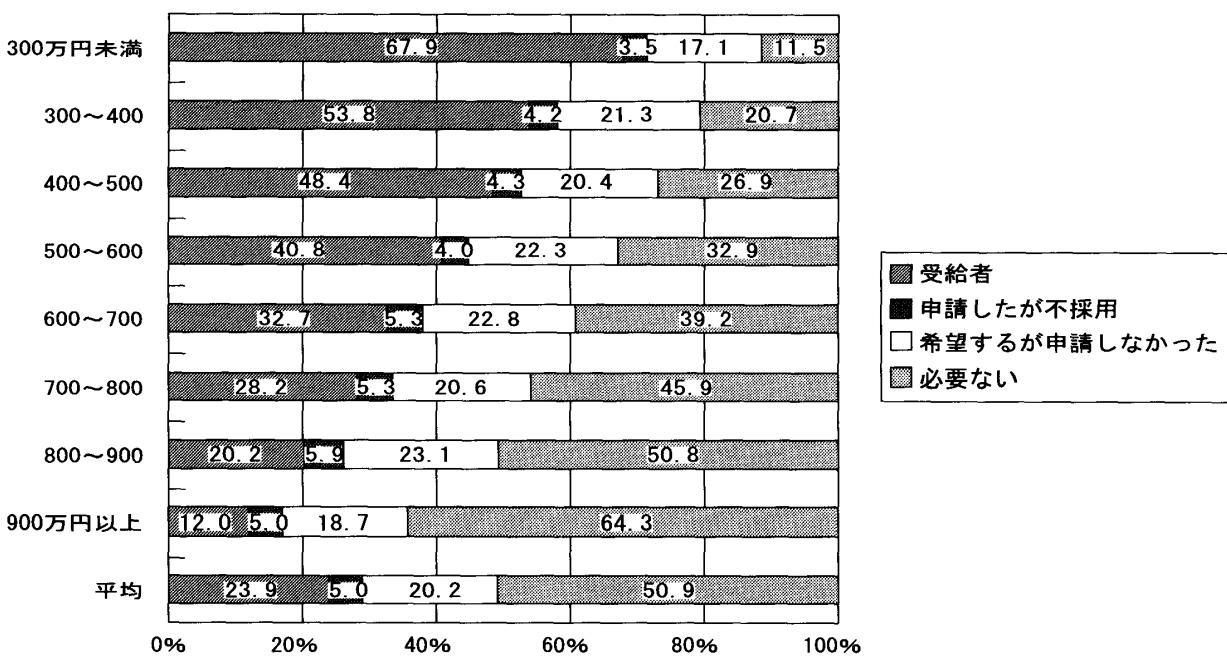


図1.3 家庭の所得階層別の奨学生受給希望・受給状況（大学昼間部）



注：いずれも「大学と学生」(2000)第422号 文部省高等教育局学生課編、28～31頁より作成。

なお、ここにおける奨学生は日本育英会以外の奨学生も含むが、奨学生受給者の7割以上は日本育英会である（同上31頁）。

表A.1 性別と日本育英会受給希望・受給状況のクロス

		男	女	合計	Sig.
国 立	受 給	684 (23.12%)	466 (27.09%)	1150 (24.58%)	**
	不 採 用	188 (6.35%)	123 (7.15%)	311 (6.65%)	
	不 申 請	778 (26.29%)	453 (26.34%)	1231 (26.31%)	
	不 必 要	1309 (44.24%)	678 (39.42%)	1987 (42.47%)	
	合 計	2959 (100.00%)	1720 (100.00%)	4679 (100.00%)	
公 立	受 給	433 (23.41%)	488 (24.76%)	921 (24.10%)	**
	不 採 用	121 (6.54%)	178 (9.03%)	299 (7.83%)	
	不 申 請	451 (24.38%)	421 (21.36%)	872 (22.82%)	
	不 必 要	845 (45.68%)	884 (44.85%)	1729 (45.25%)	
	合 計	1850 (100.00%)	1971 (100.00%)	3821 (100.00%)	
私 立	受 給	557 (14.54%)	423 (15.30%)	980 (14.86%)	
	不 採 用	153 (3.99%)	138 (4.99%)	291 (4.41%)	
	不 申 請	822 (21.46%)	572 (20.69%)	1394 (21.14%)	
	不 必 要	2299 (60.01%)	1631 (59.01%)	3930 (59.59%)	
	合 計	3831 (100.00%)	2764 (100.00%)	6595 (100.00%)	

注：*** : p<0.1%, ** : p<1%, * : p<5%。以下同様。

表A.2 設置者別・性別による平均年収の差

	國 立	公 立	私 立
男	84.185	85.782	97.037
(標準偏差)	76.610	57.976	81.239
女	88.731	84.550	105.916
(標準偏差)	61.039	49.840	80.10
合 計	85.856	85.147	100.758
(標準偏差)	71.310	53.929	80.879
Sig.	*		***

表A.3 「給付と修学」と性別とのクロス

	男	女	合計	Sig.
修 学 可 能	61.45%	67.92%	64.12%	***
修 学 不 自 由	25.16%	20.86%	23.39%	
修 学 困 難	9.35%	8.09%	8.83%	
給 付 な し	4.04%	3.14%	3.67%	
合 計	100.00%	100.00%	100.00%	

注：サンプル数の関係上、ウェイトによる補正を行っている。
これ以降のトータルの表（設置者の区分別で表示していないもの）も同様

表B.1 居住別（自宅・自宅外）と日本育英会受給希望・受給状況とのクロス

	自 宅 外	自 宅	合 計	Sig.
受 給	20.85%	13.48%	17.16%	***
不 採 用	6.49%	3.49%	4.98%	
不 申 請	23.02%	21.50%	22.26%	
不 必 要	49.64%	61.53%	55.61%	
合 計	100.00%	100.00%	100.00%	

表B.2 居住別（自宅・自宅外）と日本育英会受給希望・受給状況とのクロス（第I・II分位）

	自 宅 外	自 宅	合 計	Sig.
受 給	36.29%	25.15%	30.94%	***
不 採 用	6.38%	4.52%	5.49%	
不 申 請	23.85%	25.47%	24.63%	
不 必 要	33.47%	44.86%	38.94%	
合 計	100.00%	100.00%	100.00%	

表B.3 居住別（自宅・自宅外）と給付と修学とのクロス（第I分位・第II分位）

	男	女	合計	Sig.
修学可能	43.05%	51.09%	46.92%	***
修学不自由	35.84%	27.18%	31.68%	
修学困難	19.15%	13.06%	16.22%	
給付なし	1.96%	8.67%	5.18%	
合計	100.00%	100.00%	100.00%	

表C.1.1 階層間における家庭からの給付状況と日本育英会の受給希望・受給状況の関係
(給付と修学が基軸)

階層五分位		修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし	合計	Sig.
I II	受給	8.87%	41.78%	66.68%	52.48%	30.94%	***
	不採用	4.03%	6.34%	6.17%	5.22%	5.49%	
	不申請	23.00%	31.17%	19.18%	16.53%	24.63%	
	不必要	64.10%	19.70%	7.97%	25.77%	38.94%	
	合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	
IV V	受給	2.32%	16.14%	37.68%	15.93%	6.06%	***
	不採用	2.64%	9.44%	10.35%	3.32%	4.02%	
	不申請	15.68%	37.13%	27.51%	12.77%	19.48%	
	不必要	79.36%	37.28%	24.46%	67.97%	70.43%	
	合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	

表C.1.2 階層間における家庭からの給付状況と日本育英会の受給希望・受給状況の関係
(日本育英会が基軸)

階層五分位		修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし	合計	Sig.
I II	受給	13.46%	42.78%	34.97%	8.80%	100.00%	***
	不採用	34.44%	36.60%	18.23%	4.93%	100.00%	
	不申請	43.80%	40.09%	12.63%	3.48%	100.00%	
	不必要	77.23%	16.03%	3.32%	3.43%	100.00%	
	合計	46.92%	31.68%	16.22%	5.18%	100.00%	
IV V	受給	29.89%	42.90%	21.45%	5.76%	100.00%	***
	不採用	51.43%	37.87%	8.89%	1.81%	100.00%	
	不申請	62.98%	30.71%	4.87%	1.44%	100.00%	
	不必要	88.16%	8.53%	1.20%	2.12%	100.00%	
	合計	78.24%	16.11%	3.45%	2.19%	100.00%	

表C.1.3 階層間における家庭からの給付状況と日本育英会の受給希望・受給状況の関係
(全体の%)

階層五分位		修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし	合計	Sig.
I II	受給	4.16%	13.23%	10.82%	2.72%	30.94%	***
	不採用	1.89%	2.01%	1.00%	0.27%	5.49%	
	不申請	10.79%	9.87%	3.11%	0.86%	24.63%	
	不必要	30.08%	6.24%	1.29%	1.34%	38.94%	
	合計	46.92%	31.68%	16.22%	5.18%	100.00%	
IV V	受給	1.81%	2.60%	1.30%	0.35%	6.06%	***
	不採用	2.07%	1.52%	0.36%	0.07%	4.02%	
	不申請	12.27%	5.98%	0.95%	0.28%	19.48%	
	不必要	62.09%	6.01%	0.84%	1.49%	70.43%	
	合計	78.24%	16.11%	3.45%	2.19%	100.00%	

表C.2 「給付と修学」と奨学金受給希望・受給状況間におけるアルバイトの平均額の比較

國 立	修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし	公 立	修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし
受 給	254.012	270.781	321.232	479.000	受 給	324.231	315.971	474.183	530.441
不 採 用	266.980	333.443	393.750	866.250	不 採 用	309.565	409.328	454.815	792.000
不 申 請	278.791	363.825	516.479	831.739	不 申 請	349.444	407.993	543.623	790.870
不 必 要	293.216	471.643	683.333	764.000	不 必 要	319.581	481.495	594.410	657.143
Sig.		***	***	**	Sig.		***		**
平均年収	99.277	74.222	59.614	53.936	平均年収	96.125	76.433	59.433	61.535

國 立	修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし	公 立	修学可能	修学不自由	修学困難	給付なし
受 給	310.308	305.862	411.358	649.379	受 給	296.264	297.182	390.907	598.797
不 採 用	350.855	369.449	411.081	454.000	不 採 用	326.820	362.020	408.736	578.907
不 申 請	348.075	388.967	608.770	750.000	不 申 請	330.000	383.337	581.335	773.455
不 必 要	333.202	512.457	648.841	707.333	不 必 要	322.048	500.216	655.144	719.656
Sig.		***	***		Sig.				
平均年収	111.590	83.050	67.110	82.898	平均年収	107.590	80.407	64.762	74.243

注1：ウェイト値の補正を行っているので「合計」はそれぞれの分類ごとの有意かの判定はできなかった。

表D.1.1 家計支持者世帯区分と日本育英会受給希望・受給状況のクロス及び平均年収

	労務者	民間職員	官公職員	商人及び職人	個人経営者	法人経営者	自由業者	農林水産業	その他	合 計
受 給	28.56%	17.40%	10.89%	20.80%	14.22%	5.90%	13.92%	23.97%	29.37%	17.16%
不 採 用	4.75%	4.90%	7.52%	5.44%	4.15%	2.39%	4.08%	2.25%	3.77%	4.98%
不 申 請	21.01%	22.70%	24.22%	25.30%	17.11%	17.03%	22.67%	25.24%	25.31%	22.26%
不 必 要	45.68%	55.00%	57.37%	48.46%	64.53%	74.67%	59.34%	48.54%	41.55%	55.61%
合 計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
平均年収	73.963	93.566	98.908	81.668	101.408	156.603	124.166	80.151	65.234	96.073

表D.1.2 家計支持者世帯区分と日本育英会受給希望・受給状況のクロス（第I分位・第II分位）

	労務者	民間職員	官公職員	商人及び職人	個人経営者	法人経営者	自由業者	農林水産業	その他	合 計
受 給	受給状況の%	20.37%	43.42%	5.91%	9.14%	6.53%	1.22%	4.10%	3.30%	6.01%
	世帯区分の%	37.30%	31.66%	20.81%	28.44%	26.48%	15.09%	31.59%	32.25%	40.05%
不 採 用	受給状況の%	14.40%	39.62%	10.48%	10.99%	9.88%	4.25%	5.13%	1.86%	3.40%
	世帯区分の%	4.68%	5.12%	6.55%	6.06%	7.10%	9.35%	7.02%	3.22%	4.01%
不 申 請	受給状況の%	14.68%	42.07%	8.90%	11.20%	7.27%	2.92%	4.92%	3.38%	4.66%
	世帯区分の%	21.40%	24.42%	24.96%	27.75%	23.46%	28.85%	30.20%	26.30%	24.74%
不 必 要	受給状況の%	15.89%	42.27%	10.76%	9.64%	8.42%	2.99%	3.21%	3.10%	3.72%
	世帯区分の%	36.62%	38.80%	47.69%	37.74%	42.95%	46.72%	31.19%	38.22%	31.19%
不 申 請	受給状況の%	16.90%	42.43%	8.79%	9.95%	7.63%	2.49%	4.01%	3.16%	4.64%
	世帯区分の%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表D.1.2 家計支持者世帯区分と日本育英会受給希望・受給状況のクロス（第I分位・第II分位）

合 計	全 体	第 I 分 位・第 II 分 位
世 帯 区 分	家庭からの給付	アルバイト
労 務 者	1319.288	418.256
民 間 職 員	1441.052	364.548
官 公 職 員	1592.937	331.240
商 人 及 び 職 人	1452.262	385.102
個 人 経 営 者	1684.179	357.755
法 人 経 営 者	1890.657	330.184
自 由 業 者	1935.677	335.719
農 林 水 産 業	1617.746	331.498
そ の 他	1320.440	367.859
合 計	1520.184	361.839
		1305.198
		370.550

表D.3.1 家計支持者世帯区分と本人の属する学校所在地のクロス

表D.3.2 家計支持者世帯区分と居住別のクロス

表D.3.3 家計支持者世帯区分と設置者（国立・公立・私立）のクロス

表E.1 学科別日本育英会受給希望・受給状況

表E.2 学科別日本育英会受給希望・受給状況（第IV分位・第V分位）

表B.3 居住別（自宅・自宅外）と給付と修学とのクロス（第Ⅰ分位・第Ⅱ分位）

	文・法・政・経・商	理・工・農・薬	医・歯	教員養成	その他の	合計	Sig.
修学可能	80.20%	73.56%	79.30%	74.02%	80.75%	78.30%	
修学不自由	14.25%	19.68%	14.77%	20.59%	16.23%	16.05%	
修学困難	3.21%	4.08%	4.23%	3.37%	2.58%	3.44%	
給付なし	2.34%	2.68%	1.70%	2.02%	0.45%	2.21%	
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	

註

- 1 教育費は聖域とされ、多少景気が悪くとも、我が子のためなら無理をする親が数多く存在していたため、教育費を削るということはこれまでなかった。こういった指摘については、例えば田中敬文「『聖域』の消滅：減少する家計教育費」季刊「家計経済研究」第44号（1997）参照。
- 2 例えば浦田広朗「私立大学学納金の規定要因分析」『教育社会学研究』第64集(1999)、119～135頁、によると、私立高校は入学難易度が高いほど、また、卒業生の進学率が高いほど、学納金が高くなり、しかも中高一貫校ほどこの傾向が強いという分析をしている。
- また、島一則「親と大学生の学生生活費負担に関する実証的研究」『高等教育研究』第2集(1999)、177～201頁によると、「設置・居住形態別の学生費の相対的な変化が、学生の進路選択（国立・私立・自宅・下宿）に影響を及ぼしており、より多様な進路選択という視点からは、これらの学生比較差が経済的障壁となっていることがわかった…」と指摘している。
- 3 この奨学金はそれまで有利子貸与奨学金であった「第二種」を廃止して設置されたもので、学力基準もこれまででは高校の評定が3.2以上であったものが平均以上に、収入基準も大幅に緩和され、また、貸与月額も三万円・五万円・八万円・十万円の中から選択できるようになっている。しかも、前年度比1,010億円増の有利子貸与事業費の拡大を行い、貸与人員が94,700人も増員されたものである。
- 4 一定の利子率で資金の借入、貸出が行われる場合、資本市場は完全であるという。現実社会では返還義務を負っている学生が社会的に十分に信用を確立されていないために、完全であるとはいえない。
- 5 三輪定信「有利子奨学金制度の導入」『季刊 教育法』第49号（1983）、エイデル研究所、94～100頁を参照。
- 6 1999年5月31日の朝日新聞夕刊では、1998年のデータについて、日本育英会の未回収額は全体の合計で約267億円（過去最大額）、回収必要額の約2割という報道がなされた。
- 7 文部省高等教育局学生課「今後の育英奨学事業の在り方について」（1997）の報告に基づくデータである。
- 8 今回のデータのサンプルの国公私立間の比率は実際のそれとは異なるため、合計値で表を評価する際は実際の学生数を考慮したウエイトによって修正する必要がある。今回の調査の場合、そのウエイトは、国立：公立＝98.7：18.9：259.3である。
- 9 ここにおける分位は文部省「学生生活調査報告書」で用いられている所得階層五分位と同様のものである。
- 10 藤森宏明「学費援助が学生生活に与える影響」矢野眞和編

『高等教育政策と費用負担の在り方に関する調査研究』（2001）文部科学省科学研究費補助金 研究成果報告書 では、低所得層における奨学金非受給者の家計負担の窮状を金額の視点で明らかにしている。

- 11 藤森宏明、前掲参照。
- 12 この辺りの背景については例えば日本育英会「日本育英会五十年史」（1993）、49～56頁を参照。
- 13 服部憲児「現代日本における学生財政援助の動向－日本育英会および日本学術振興会の事業の推移を手がかりとして－」（1998）、『宮崎大学教育学部紀要』教育科学 第85号、53～61頁参照。

<参考文献>

- 荒井一博「教育の経済学 大学進学行動の分析」（1995）、有斐閣
 市川昭午・菊池城司・矢野眞和「教育の経済学」（1983）、第一法規
 市川昭午「高等教育の変貌と財政」（2000）、玉川大学出版部
 矢野眞和編「高等教育のシステムと費用負担」（1998）文部省科学研究費補助金 研究成果報告書(A)（課題番号073001033）
 矢野眞和編「高等教育の費用負担に関する政策科学的研究」（1994）文部省科学研究費補助金 研究成果報告書(A)（課題番号03306024）
 経済企画庁経済研究所 編「エコノミストによる教育改革への提言 『教育経済研究会』報告書」（1998）、大蔵省印刷局
 国立財務センター研究部「大学の財政と設置形態－高等教育計画・財政研究会講演録・第1集－」（1999）、国立財務センター研究部
 堤清二・橋爪大三郎編「選択・責任・連帯の教育改革（完全版）学校の機能回復をめざして」（1999）、勁草書房
 八代尚宏編「市場重視の教育改革」（1999）、日本経済新聞社

<謝辞>

本稿執筆にあたって、東京工業大学矢野眞和教授を代表者とする研究会（平成10～12年度文部省科学研究費補助金による「高等教育政策と費用負担の在り方に関する調査研究」）での議論が大変参考になった。研究会参加者各位に厚くお礼申し上げたい。